

右子細者、賀州郡家庄預所職之事、安富新右衛門尉盛憲仁雖被預置、數年御年貢諸公事物等不致其沙汰間、寺門既及滅亡條、任先規申<sup>(給脱カ)</sup>御下知直務之處、盛憲掠申公儀、結句稱有過上捧目安申間、自門跡モ數年不法子細申上候處、無亂決之儀、去年及月迫掠給御下知云々。迷惑之至也。彼者無謂申狀等、巨細去年二問二答仁見畢。盛憲過上之事、以恣之算用狀企<sup>ヲ</sup>謀事、言語道斷次第也。所詮數多之未進等之事、彼一庄百姓等注進狀仁巨細見畢。盛憲預り申以後、御年貢一向無沙汰之上者、以何過上ト申哉。不法懈怠之上、鎮守八幡宮寺役勤行斷絶迷惑之間、任綸旨并御判御教書、御代々支證之旨、申給御下知致直務者也。此等之趣被聞召披、重而嚴重預御成敗者、彌可致天下泰平御祈禱精誠者也。仍粗言上如件。

明應六年八月

十月廿二日。吉見統範、鳳至郡總持寺に、櫛比莊二ヶ村の地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

一〇八九

奉寄進

能州櫛比庄貳ヶ村田村村之内田地之事  
合百拾束刈者 在所高嶺尾五之田、  
年貢壹石九斗、升者  
貳ヶ村納升定

右件田地者、統範重代相傳之私領、當知行無相違地也。然於老母天與清祐大姊、爲位牌析、永奉寄進處也。諸役諸御工事令停止者也。但澤役許者、任日尾村法、作人可沙汰也。爲子々孫々、雖有違亂煩、不可及御承引。仍爲後證寄附狀如件。

明應六年丁十月廿二日

吉見孫太郎

統 範 在判

諸岳山捨持禪寺方丈

(田村村は櫛比庄田村のことなるべけれども、田坪一ヶ所なるが故に、二ヶ村と田村と連記せるものは之を兩村と見得べからず。案するに田村は二ヶ村の

内の小名たりしなるべきか。

是歲。本願寺蓮如、能美郡四講衆中に消息を與

ふ。

【興善寺文書】 能美郡

(上書) 四講衆中

一〇九〇 蓮 如

當流の心は、一念平生業成と立て、諸々の雜行を捨て、一心に彌陀如來後生助給へと深く頼ん人は、必報土に往生すべき事決定なり。是則當流の平生業成の義也。此上に念佛申は、彌陀如來の安く御助に預たる御恩の念佛也と心得べき物なり。是則當流の眞實の義也。又は正覺の一念といふも、此心なりと知るべし。

一、鎮西には、當得往生と立て、來迎を頼也。是觀經の意なり。  
一、西山には、則便往生と立て、三心だにも決定すれば、自餘の雜行をゆるす。來迎を本<sup>(ニ脱カ)</sup>する也。是も觀經の意なり。

一、長樂寺には、報土邊地を立て、報土を本とするなり。

是計は當流に同じきなり。是も雜行をゆるすなり。  
一、法性法身・方便法身の事、法身といふは無躰の相なり。

一、方便法身といふは、應身如來のこと也。淨土の彌陀は、皆方便法身なりとしるべし。

一、補處といふは、彌勒のことを申也。世尊の跡をつぎ、出世有べきほさつなれば、補處の井と云也。今の念佛の行者も、彌勒三會の曉證を開べきやうに、一期の命つきて極樂に往生すべき事、彌勒にひとし共云なり。是によりて無常を觀するに、寔以夢幻のごとし。然ばけふまでは無爲なればとて、あすをも知らざる人間なれば、只水の上の泡、風の前の灯に似たり。此故に仁倫の身として、急ても願ふべきは、後生善所の一大事に過たるはなし。たとひ此世は榮花にふける共、財寶は身にあまる共、無常のあらし風にあひなば、身命財の三ツ共に、一つも頼所は有べからず。此道理をよく分別して、後生を願ひ申べし。しかるに諸家の修行は、本より殊勝に